

令和3年3月2日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
産業廃棄物対策課

令和3年度税制改正大綱のとりまとめについて（依頼）

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
令和3年2月25日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から、別紙のとおり事務連絡がありました。

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を3年延長することとなりましたので、貴会員の関係者に幅広く周知をお願いします。

なお、「廃棄物処理事業を営む者」とは、①一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う地方公共団体、②一般廃棄物処分業者、③産業廃棄物処分業者、④特別管理産業廃棄物処分業者が該当します。ただし、③・④については、中小事業者等に限定されますので、ご注意ください。

担当 適正処理グループ
電話 082-513-2963 (ダイヤル)
(担当者 桑原)

事務連絡
令和3年2月25日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

令和3年度税制改正大綱の取りまとめについて（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和2年12月21日に令和3年度税制改正の大綱が取りまとめられました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和3年度税制改正大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、貴管内市町村及び廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

○令和3年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf

担当者：

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 伊藤、越智、用品

TEL：03-5501-3154（直通）

廃棄物規制課 山王、石田

TEL：03-5501-3156（直通）

令和3年度税制改正大綱 結果（廃棄物関係）

1. 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、廃棄物処理事業を営む者のうち、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、適用対象を中小事業者等^(※1)に限定した上、その適用期限を3年延長することとされた。

※1 「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。）
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

廃棄物処理業の用に供する軽油に係る軽油引取税課税免除の特例措置 (令和3～5年度)

特例措置の主旨

- 最終処分場内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税については、課税免除となります。
- 本特例措置は、最終処分場の、地中に廃棄物を埋め立てるため厳格な維持管理が継続的に必要となるという特性を踏まえ、埋立期間中の適切な処理及び維持管理の促進を目的として、重機の運用に係る事業者の費用負担を軽減するものです。

特例措置の対象

- 「廃棄物処理事業を営む者」が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（※1）の動力源の用途に供する軽油の引取りが対象です。
- 具体的に「廃棄物処理事業を営む者」とは、①一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う地方公共団体（※2）、②一般廃棄物処分業者、③産業廃棄物処分業者、④特別管理産業廃棄物処分業者が該当します。ただし、③・④については、中小事業者等に限定（※3）されます。

- ※1 道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く
- ※2 当該地方公共団体から一般廃棄物の処分の委託を受けた者を含む。
- ※3 中小事業者等の範囲は、租税特別措置法に規定する「中小事業者」及び「中小企業者」。（詳細は次のページを参照してください。）

(対象となる機械のイメージ)



＜ブルドーザー＞



＜パワーショベル＞

中小企業者等の範囲

○租税特別措置法に規定する「中小事業者」及び「中小企業者」の範囲は、以下のグレーの箇所になります。

「中小事業者等」

中小事業者

常時使用従業員数が1,000人以下の個人

中小企業者

資本金の額又は出資金の額が
1億円以下の法人

みなし大企業

- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の「大規模法人」(*)に所有されている法人
- ② 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が複数の「大規模法人」(*)に所有されている法人

資本又は出資を有しない法人のうち、
常時使用従業員数が1,000人以下のもの

※「大規模法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用従業員数が1,000人超の法人
- ・ 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人）の100%子法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている普通法人